

役員報酬規程

- 第1条 本規定は、特定非営利活動法人e-Education（以下、「法人」という）の役員の報酬に係る必要事項を定めることを目的とする。
- 第2条 法人において、役員とは定款にある通り、理事・監事と規定する。
- 第3条 法人において、役員報酬は0円とする。
- 第4条 本規定の改訂方法に関しては、定款に従うものとする。

本規定は2018年2月23日から施行する。

給 与 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、就業規則第 46 条に基づいて、特定非営利活動法人 e-Education（以下「法人」という）の従業員の給与に係る必要事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、就業規則第 2 条に定める従業員について適用し、期間雇用者、その他臨時に雇用する者については適用しない。

(給与決定の原則)

第 3 条 従業員の給与は、次の点等を考慮して決定する。

- ①職務の重要度、困難度、責任度、身体的・精神的な負担の大きさ
- ②従業員の年齢、経験、能力
- ③従業員の勤務成績、勤務態度

(給与の構成)

第 4 条 従業員の給与は、特別の定めがない限り、月例給与とし、その細目は第 2 項の通りとする。

2 項 月例給与は基準内賃金と基準外賃金とに分類され、その内訳は次の通りとする。

①基準内賃金

- (ア) 基本給
- (イ) 諸手当

諸手当の内訳は次の通りとする。

- (a) 固定残業代
- (b) 通勤手当

②基準外賃金

- (ア) 時間外勤務手当
- (イ) 休日勤務手当
- (ウ) 深夜勤務手当

第 2 章 給与の計算および支払い

(計算期間および支払日)

第 5 条 給与の計算期間は、当月 1 日から当月末日までとし、翌月 25 日に支給する。

2 項 前項の給与支給日が銀行休業日にあたる場合は、その前日に支給する。

3 項 計算期間の途中で採用され、または退職、休職、復職したときは、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支給する。

4 項 無給の休暇の取得、欠勤、遅刻、早退したときは、当該計算期間の所定労働日数・労働

時間を基準に日割・時間割計算し、不就労時間分を控除して支給する。

(支払方法)

第6条 給与は全額通貨で直接従業員に支払う。但し、本人の申出により、銀行振込にて各自の指定する本人の預金口座に振り込むことができる。

2項 前項にかかわらず、次に掲げるものは支払の際に控除する。

- ①源泉所得税
- ②住民税
- ③健康保険料及び厚生年金保険料の被保険者負担分
- ④介護保険料の被保険者負担分
- ⑤雇用保険料の被保険者負担分
- ⑥従業員代表との協定で定めたもの

(計算の端数処理)

第7条 給与計算において生じる端数の処理は、次のとおりとする。

- ①1ヵ月の賃金支払額について、1円未満の端数は切り上げる。
- ②割増賃金計算において、1時間当たりの賃金額および1時間当たりの割増賃金額に1円未満の端数が生じたとき、1円未満の端数は切り上げる。
- ③割増賃金計算において、1ヵ月における時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当の金額にそれぞれ1円未満の端数が生じたとき、1円未満の端数は切り上げる。

(休職者の給与)

第8条 就業規則第15条により休職を命ぜられた期間(同条第1項第3号による期間を除く)に対する給与は支給しない。但し、同条第1項第4号による期間については、個別に定める。

(休暇等の給与)

第9条 就業規則第36条で定める年次有給休暇、第39条に定める育児時間、第44条で定める特別休暇および第45条で定める夏季休暇についてはこれを出勤したものとして取り扱い、所定労働時間労働した場合に支払われる通常給与を支給する。

2項 前項に定める以外の休暇、休業時間および休業期間については、無給とする。

第3章 基本給、諸手当

(基本給)

第10条 基本給は月額をもって定め、第3条各号に定める事項等を考慮して各人別に決定する。

(給与改定)

第11条 給与改定(昇給・降給)は、原則として毎年1回、4月に行う。但し、特別に必要なあ

るときは、臨時に給与改定を行うことがある。

- 2項 給与改定は、能力、勤務成績、勤務態度等を人事考課により査定し、法人の業績等を勘案した上で、基本給について行う。
- 3項 在籍1年未満の者の給与改定は、各人の年齢、経験、能力、在籍期間の勤務成績、勤務態度などを考慮して決定する。

(固定残業代)

- 第12条 固定残業代は、第14条第1項に定める20時間分時間外勤務手当として支給する。
- 2項 第17条第1号により計算した時間外勤務手当の金額が、固定残業代を超える場合、別途その差額を時間外勤務手当として支給する。

(通勤手当)

- 第13条 通勤手当は通勤のために要する運賃、時間、距離などの事情から見て、最も経済的で合理的と認められる通常の経路及び方法による1ヵ月定期券乗車券購入費を所得税法の非課税額を限度として支給する。
- 2項 前項の通勤手当は、毎月それぞれ当月以降分を支給する。

第4章 基準外賃金

(時間外・休日労働手当)

- 第14条 所定労働時間外の勤務をした者に対し、時間外勤務手当を支給する。
- 2項 就業規則第31条第2項に定める休日に勤務した者に対し、休日勤務手当を支給する。
- 3項 就業規則第35条に定める者には、時間外勤務手当および休日勤務手当を支給しない。

(深夜勤務手当)

- 第15条 22時から翌日5時までの間に勤務をした者に対し、深夜勤務手当を支給する。

(併給)

- 第16条 時間外勤務が就業規則第31条第2項の休日勤務にあたるときは、休日勤務手当を支給し、時間外勤務手当は支給しない。

(割増賃金額)

- 第17条 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当は、次の計算により算出する。

①時間外勤務手当

1時間当り賃金 × 1.25 × 時間外勤務時間数

また、労働基準法の規定により、時間外労働・休日労働に関する労使協定に割増賃金率が定められている場合は、当該労使協定の定める割増賃金を支払う。

②休日勤務手当

1時間当り賃金 × 1.35 × 休日勤務時間数

③深夜勤務手当

1時間当り賃金 × 0.25 × 深夜勤務時間数

2項 1時間あたり賃金は次の通り計算する。

(基本給+諸手当) ÷ (月平均所定労働時間数)

但し、諸手当については、労働基準法の定めに基づき計算の基礎としなくてよいとされるものおよび固定残業代を除く。

(附則)

(施行) 本規程は2017年12月1日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 e-Education	事業年度	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日
-----	-----------------------	------	--------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金以外の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取寄附金	11,067,633 円
受取助成金	15,073,962 円
映像教育事業収益	39,956,539 円
人材育成事業収益	21,029,430 円
情報発信事業収益	1,470,803 円
受取利息	79 円
雑収益	379,667 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	88,978,113 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
西武信用金庫（短期借入金）	1,008,000 円
日本政策金融公庫（短期借入金）	1,764,000 円
西武信用金庫（長期借入金）	1,724,000 円
日本政策金融公庫（長期借入金）	7,080,000 円
	円
合 計	11,576,000 円

(3) その他

なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
講演料（非営利団体）	30,000円	1回あたりの基本単価
	200,000円	1回あたりの基本単価
	50,000円	1回あたりの基本単価
	円	※上記は当団体の基本単価であり、講演依頼主の指定単価によることもある
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
6人	23,830,228円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
なし				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
平成 30.4.9	バングラデシュ国での映像教育事業等業務委託金	1,000,000 円
平成 30.5.1	バングラデシュ国での映像教育事業等業務委託金	1,000,000 円
平成 30.5.8	ネパール国での映像教育事業業務委託金	900,000 円
平成 30.5.11	ミャンマー国での映像教育事業業務委託金	293,000 円
平成 30.5.24	バングラデシュ国での人材育成事業の旅費宿泊費	110,570 円
平成 30.5.28	ミャンマー国での映像教育事業業務委託金	200,000 円
平成 30.5.29	フィリピン国での映像教育・コンサル事業活動等のため持ち出し	161,000 円
平成 30.6.5	バングラデシュ国での映像教育事業等業務委託金	1,000,000 円
平成 30.6.22	フィリピン国での映像・コンサル事業活動のため持ち出し	90,000 円
平成 30.7.25	ミャンマー国での映像教育事業業務委託金	293,000 円
平成 30.7.26	バングラデシュ国での映像教育事業等業務委託金	1,500,000 円

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 e-Education	チェック欄
-----	-----------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	平成30年4月1日～平成31年3月31日	5人	0人	0%	0人	0%
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

（注1） 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

（注2） ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

平成 30.7.26	Bangladesh国での人材育成事業の旅費宿泊費	121,149 円
平成 30.8.13	Bangladesh国での映像教育事業等業務委託金	1,000,000 円
平成 30.8.13	Bangladesh国での映像教育事業等旅費宿泊費	77,890 円
平成 30.8.14	ミャンマー国での映像教育事業業務委託金	200,000 円
平成 30.8.20	フィリピン国での映像・コンサル事業活動のため持ち出し	300,000 円
平成 30.9.7	Bangladesh国での映像教育事業等業務委託金	500,000 円
平成 30.9.14	ミャンマー国での映像教育事業業務委託金	400,000 円
平成 30.10.3	Bangladesh国での映像教育事業等業務委託金	700,000 円
平成 30.10.5	Bangladesh国での映像教育事業等業務委託金	142,000 円
平成 30.10.12	フィリピン国での映像・コンサル事業活動のため持ち出し	200,000 円
平成 30.10.23	フィリピン国での映像・コンサル事業活動のため持ち出し	293,000 円
平成 30.10.26	ミャンマー国での映像教育事業業務委託金	293,000 円
平成 30.12.7	Bangladesh国での映像教育事業等旅費宿泊費	632,396 円
平成 30.12.12	Bangladesh国での映像教育事業等旅費宿泊費	177,740 円
平成 30.12.21	ミャンマー国での映像教育事業業務委託金	293,000 円
平成 30.12.26	Bangladesh国での人材育成事業の旅費宿泊費	648,000 円
平成 31.1.29	ネパール国での映像教育事業業務委託金	200,000 円
平成 31.2.1	ネパール国での映像教育事業業務委託金	300,000 円
平成 31.2.25	Bangladesh国での映像教育事業等業務委託金	300,000 円
平成 31.2.25	Bangladesh国での映像教育事業等旅費宿泊費	119,932 円
平成 31.3.4	Bangladesh国での映像教育事業等旅費宿泊費	96,000 円
		以下余白

第3表 (次葉)

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 e-Education	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		5人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
三輪 開人		理事		○							平成26年12月22日就任
税所 篤快		理事		○							平成26年12月22日就任
米倉 誠一郎		理事		○							平成26年12月22日就任
薄井 大地		理事		○							平成30年8月13日就任
長田 和弘		監事		○							平成27年11月17日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 e-Education		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕訳帳	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	適時	7年間
総勘定元帳	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	適時	7年間
小口現金出納帳	Excel 使用 ルーズリーフ	適時	7年間
貸金台帳	会計ソフト (弥生) 使用 ルーズリーフ	月1回	7年間

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 e-Education	チェック欄					
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		○					
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 e-Education	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p>		○				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">同 意</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> する</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> しない</td> </tr> </table>	同 意		<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
同 意						
<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない					
イ	<p>① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 e-Education
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 e-Education	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		○
1 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ